

診断書料金改定のご案内

2026年2月

近年、原材料費や諸経費の高騰に伴う人件費の上昇に加え、文書の種類や内容の多様化・複雑化が進んでおります。これらを踏まえ、文書料を改定することとなりました。

2026年4月1日以降のお申し込み分より改定後の料金が適用となりますので、

ご理解の程、何卒よろしくお願いいたします。

【改定前】

| | 文書名称 | 内容 | 現行料金(円) |
|---|---------|-----------------------------|---------|
| 1 | 普通診断書料 | 本院所定の用紙を使用する診断書 | 4,400 |
| 2 | 死亡診断書料 | 本院所定の用紙を使用する死亡診断書 | 4,400 |
| 3 | 特殊診断書料 | 前各号に掲げる本院所定の用紙以外のものを使用する診断書 | 7,700 |
| 4 | 外国語診断書料 | 用紙にかかわらず外国語で作成する診断書 | 11,000 |
| 5 | 一般証明書料 | 本院所定の用紙を使用する証明書 | 2,200 |
| 6 | 特殊証明書料 | 本院所定の用紙以外のものを使用する証明書 | 5,500 |

【改定後】

| | 文書名称 | 内容 | 改定料金(円) |
|---|-----------|---|---------|
| 1 | 普通診断書料 | 本院所定の用紙を使用する診断書 | 6,600 |
| 2 | 死亡診断書料 | 本院所定の用紙を使用する死亡診断書 | 7,700 |
| 3 | 死体検案書料 | 本院所定の用紙を使用する死体検案書 | 8,800 |
| 4 | 特殊診断書料 | 本院所定の用紙以外のものを使用する診断書等のうち、病院長が別に定めたもの ※1 | 11,000 |
| 5 | その他特殊診断書料 | 本院所定の用紙以外のものを使用する診断書等のうち、4 以外のもの | 8,800 |
| 6 | 外国語診断書料 | 用紙にかかわらず外国語で作成する診断書、意見書、証明書 等 | 16,500 |
| 7 | 一般証明書料 | 本院所定の用紙を使用する証明書 | 2,200 |
| 8 | 特殊証明書料 | 本院所定の用紙以外のものを使用する証明書 ※2 | 5,500 |

※1 (1)保険会社(府民共済等を含む)の様式による診断書及び文書照会に対する回答(2)身体障害者診断書(3)障害年金診断書(受診状況等証明書を含む)(4)福祉手当及び特別児童扶養手当認定書(5)小児慢性特定疾病医療意見書(6)特定医療費(指定難病)臨床調査個人票(7)精神障害者保健福祉手帳用診断書

※2 記載内容に医師の医学的な判断又は評価を要する事項(病名、症状、経過等)が含まれる場合は、文書の名称にかかわらず、「4」又は「5」の診断書として取扱うものとする